

事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

1. 改正の背景

国は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等について、介護報酬にかかる改定と併せて社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度改定を行ってきております。

令和3年度におきましては、国は新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」等を趣旨とし、運営基準等の省令等について一部改正を行うものとしております。

2. 国の改正法令

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- (4) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

3. 改正する主な内容

いずれも国の定めた基準どおりに改正

【議案第22号】宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

【議案第23号】宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

【議案第24号】宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

【議案第25号】宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(1) 共通

追加した内容	改正する条例			
	22号	23号	24号	25号
<p><u>①感染症対策の強化★</u></p> <p>介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。</p> <p>委員会の開催・指針の整備・研修の実施・訓練（シミュレーション）等の実施</p>	○	○	○	○
<p><u>②業務継続に向けた取組の強化★</u></p> <p>感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。</p>				
<p><u>③ハラスメント対策の強化</u></p> <p>介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、介護サービス事業者に、雇用の分野における男女均等な機会及び待遇確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた、適切なハラスメント対策を求めることとする。</p>				
<p><u>④会議や多職種連携におけるICTの活用</u></p> <p>運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。</p> <p>イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。</p>				
<p><u>⑤利用者等への説明・同意等に係る見直し</u></p> <p>利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。</p>				
<p><u>⑥記録の保存等に係る見直し</u></p> <p>介護サービス事業者の業務負担軽減を図る観点から、介護サービス事業者</p>				

<p>おける諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとする。</p> <p><u>⑦運営規程等の掲示に係る見直し</u> 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。</p> <p><u>⑧高齢者虐待防止の推進★</u> 障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。</p>				
--	--	--	--	--

(2) 地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

追加した内容	改正する条例			
	22号	23号	24号	25号
<p><u>①認知症介護基礎研修の受講の義務付け★</u> 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。</p>	○	○		

(3) 夜間対応型訪問介護

追加した内容	改正する条例			
	22号	23号	24号	25号
<p><u>①オペレーターの配置基準等の緩和</u> 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら サービスの実施を可能とする観点から、以下について可能とする。</p> <p>ア 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること。</p> <p>イ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。</p>	○			

(4) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

追加した内容	改正する条例			
	22号	23号	24号	25号
<p><u>①過疎地域等におけるサービス提供の確保</u></p> <p>過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間（※）に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超える場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。</p> <p>（※）市町村が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービスの需要の見込みを踏まえ、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。</p>	○	○		

(5) 認知症対応型共同生活介護

追加した内容	改正する条例			
	22号	23号	24号	25号
<p><u>①地域の特性に応じた認知症グループホームの確保</u></p> <p>地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。</p> <p>ア 経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とする。</p> <p>イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。</p>	○	○		
<p><u>②外部評価に係る運営推進会議の活用</u></p> <p>外部評価と運営推進会議の双方で「第三者による評価」が行われているが、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとする。</p>				

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

追加した内容	改正する条例			
	22号	23号	24号	25号
<p><u>①人員配置基準の見直し</u></p> <p>人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。</p> <p>イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。</p> <p><u>②栄養ケア・マネジメントの充実</u></p> <p>栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける</p> <p>イ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める★</p> <p><u>③口腔衛生管理の強化★</u></p> <p>口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。</p>	○			

(7) 居宅介護支援

追加した内容	改正する条例			
	22号	23号	24号	25号
<p><u>①質の高いケアマネジメントの推進</u></p> <p>ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者には、以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合 			○	

5. 施行日

令和3年4月1日

ただし、★については、令和6年3月31日までは経過措置として努力規定とする。